

精華町養育医療券交付申請書の提出先：精華町役場 2階 国保医療課又は健康推進課

(書類がそろっていれば、子どもの医療費助成の手続きと養育医療券交付申請の手続きを、同時にすることができます。)

精華町養育医療券交付申請書の提出に必要な書類

	必要な書類等	手続き先	
①	<ul style="list-style-type: none"> • 健康保険証 • 健康保険資格証明書 } いずれか1つ	勤務先	誕生日からの加入手続きに必要な書類は、勤務先で確認しましょう。 健康保険証が手元に届くまでに時間がかかる場合は、健康保険の資格証明書の交付を受けられます。
②	<ul style="list-style-type: none"> • 限度額適用認定証 		加入手続きと同時にしましょう。
③	<ul style="list-style-type: none"> • 養育医療意見書 	医療機関	入院治療を受ける医療機関の医師が記入します。 病院の窓口で確認しましょう。
④	<ul style="list-style-type: none"> • 京都子育て支援医療費受給者証 	精華町役場 国保医療課	誕生日から3カ月以内の申請に限り誕生日から対象です。手続きには、健康保険証又は健康保険資格証明書が必要です。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> • 本人（お子様）の扶養義務者全員の市町村民税の内訳記載の証明書（課税証明書） 	1月1日の住民登録地の市町村	市町村民税の税額で、1か月の自己負担上限額が決まります。 ※申請日が1月～6月の場合は前年度分の市町村民税額を、7月～12月の場合は、当該年度分の市町村民税額を確認できる証明書類が必要となります。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> • 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの 本人（お子様）と扶養義務者のもの 		個人番号通知カード、個人番号カードなど
⑦	<ul style="list-style-type: none"> • 申請者本人の確認ができる書類 		運転免許証、保険証、パスポート、住民基本カードなど

※⑤は1月1日時点で精華町に住居票のある方は必要ありません。

※この他、必要に応じて提出いただく書類があります。